

# 集落カルテ事業 報告書

坂井市 生活環境部 市民協働課

令和6年12月 作成

## 目次

### 第1部 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・2p～3p

第1節 坂井市における自治会の現状 2p

第2節 限界集落・準限界集落について 2p

第3節 自治会の必要性 2～3p

### 第2部 集落カルテづくり事業・・・・・・・・・・・・3p～9p

第1節 集落カルテ事業の概要 3p

第2節 回答率及び調査内容 3p～4p

第3節 集落カルテ調査の集約 4p～9p

### 第3部 自治会みらいミーティング・・・・・・・・・・・・10p

第1節 自治会みらいミーティングの概要 10p

## 第1部 はじめに

### 第1節 坂井市における自治会の現状

自治会(区・集落・町内会)とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことであり、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている。旧4町別の自治会数は、三国町で110区、丸岡町で184区、春江町で74区、坂井町で67区である。

### 第2節 限界集落・準限界集落について

坂井市にある435区の中には、限界集落・準限界集落と呼ばれる地域がある。限界集落とは、一般的に65歳以上の人口が区内人口の50%を超えており、地域としての機能がしにくく、社会的共同活動が困難な集落のことを指す。また、準限界集落とは、55歳以上の人口が区内人口の50%を超えている集落のことを指す。

令和6年7月現在での坂井市における限界集落の数は、集落カルテ対象426区のうち、三国町15区、丸岡町11区、坂井町1区の合計27区であり、準限界集落の数は、三国町57区、丸岡町58区、春江町12区、坂井町20区の合計147区である。

限界集落という言葉は、1990年代に社会学者大野晃氏が提唱した言葉であり、限界集落・準限界集落になるに至った要因は、大きく分けて4点あると考えている。

1点目は、結婚に対する意欲・意識の低下や出会いの機会の減少による未婚化・晩婚化である。

2点目は、子育てや教育に関する経済的負担、共働きや晩婚化に伴う身体的負担、個族形成(核家族化)に関する意識の変化による出生率の低下である。

3点目は、女性の社会進出や地位向上、高学歴化、大学や大企業等の都市部偏在、魅力のある仕事が市内・県内にないことによる進学や就職を機に若年層の市外へ流出である。

4点目は、ライフスタイルの多様化や価値観の違いなどの暮らし方の多様化などである。

### 第3節 自治会の必要性

自治会では、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っているほか、自然災害時の安否確認も担っている。つまり、共助・互助を行うために組織された集団である。

「自助、共助・互助、公助」とは、一般的に防災やまちづくりなどで使用される言葉であり、自助とは、日常的に災害等に備えて避難経路の確認をしておく、非常食の準備をしておくなど、自分で自分を助けることである。共助・互助とは、自主防災組織に加入して

近所の人たちと相互に助け合うなど、家族や地域コミュニティで共に助け合うことである。公助とは、行政無線を活用することで避難を促すことや、避難所を開設するなど、行政による救助や支援のことである。社会情勢の変化により住民ニーズが多様化する今日においては、公助のみでは不十分であるため、自助や共助・互助が重要になっている。

## 第2部 集落カルテづくり事業

### 第1節 集落カルテ事業の概要

坂井市は、令和2年度に第二次坂井市総合計画を策定し、将来像を「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」とし、市民一人ひとりが輝く未来へ向かって、市民や行政、まちづくりに関わる多様な主体が協働し、将来にわたって住みたい、住み続けたいと思える「坂井市」を目指している。この将来にわたって住みたい、住み続けたいと思える「坂井市」を支える基盤の一つとして、地域におけるつながりの力、集落コミュニティの活性化が挙げられる。

しかし、人口減少や少子高齢化が進み、各集落ではコミュニティ活動の衰退が見られ、今後さらに進行することが予測される。「住み続けたい」集落であり続けるためには、集落コミュニティの活性化を支援する施策が必要不可欠である。

そのため、市民協働課では、自治会コミュニティの活性化を支援する施策を立案するための一歩目として、自治会内の現状や課題を見つけることを目的とする集落カルテづくり事業を開始した。

### 第2節 回答率及び調査内容

令和6年12月時点では、限界集落27区、準限界集落136区、存続集落227区の合計390区（回答率91.5%）の調査を行った。

調査内容は、下記のとおりである。

- ①認可地縁団体の認可状況
- ②自治会で組織されている会・団体等の状況
- ③役員の任期
- ④自治会が保有する資産等の状況
- ⑤自治会が保有する集会施設の状況
- ⑥区費など自治会加入に要する費用 **【非公表】**
- ⑦自治会の予算規模
- ⑧自治会内でのお祭りや行事
- ⑨後継者・担い手について
- ⑩自治会内の課題や困りごとについて

- ⑪自治会未加入軒数について
- ⑫自治会運営に必要なだと思うこと

### 第3節 集落カルテ調査の集約

調査が終了した390区の集約は以下のとおりである。

#### ① 認可地縁団体の認可状況

390区のうち100区が認可を受けている状況（認可率25.6%）であった。認可地縁団体とは、自治会が保有する集会施設等の財産管理について、市長の認可を受け、法人化することにより団体名義で不動産登記等できる制度であり、坂井市全体で90団体が認可を受けている。調査を行った自治会において認可を受けた理由は、集会施設を建築するための補助を受けるため、自治会として土地の譲渡を受けるためであった。自治会外への転出が増加している現状を踏まえると、認可地縁団体として自治会の資産を登録しておくことで、相続等の問題を未然に防ぐことができる

#### ② 自治会で組織されている会・団体等の状況（有効回答数：373）

組織名	組織数 (全体)	組織率 (全体)	組織率 (限界・準限界)	課題等 (全体)
役員会	336	90.0%	89.8%	約1割の自治会では、区長が会計等全ての業務を行うため、負担が大きくなっている。
子ども会	285	76.4%	63%	少子化に伴い、子ども会の解散や活動中止が増加している。本調査では、子ども会をここ数年で新たに設立した自治会はない。
青壮年会	199	53.4%	53.5%	高齢化に伴い、青壮年会の解散や活動の中止が増加している。
シニアクラブ	122	32.7%	31.8%	高齢化が進んでいるためシニアクラブの組織率は増加しているように思えるが、シニアクラブを運営する人材が確保できない、新たな娯楽等の増加により、徐々に組織率が低下している。
婦人会	147	39.4%	42.7%	自治会内での女性の関りや参画が少なくなっている。
集落営農	90	24.1%	19.7%	農業従事者の減少に伴い、集落営農の解散が増加している。

自主防災組織	211	56.6%	66.9%	約5割の自治会が組織しているが、日頃から活動を行っている組織は少ない。
--------	-----	-------	-------	-------------------------------------

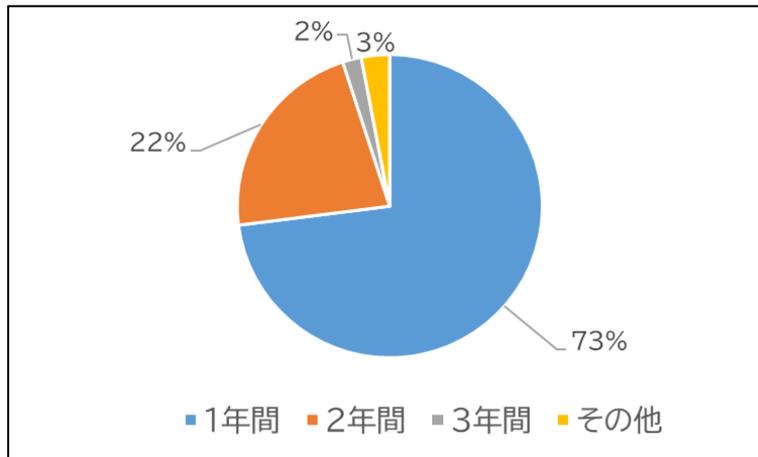
【図表1 自治会組織の組織率】

※限界・準限界集落の組織率が全体に比べて高い場合は赤、低い場合は青で示す

特筆すべき点は、子ども会および自主防災組織の結成率である。限界・準限界集落のみと全体を比較した際に、子ども会の結成率に13%もの開きがあることが分かる。これは限界・準限界集落では子どもの数が減少し、団体として機能を維持できないことが要因であると推測される。

また、自主防災組織では10%開きがある。限界・準限界集落では防災意識が高く、一般集落では自主防災組織の存在や意識が低い可能性がある。

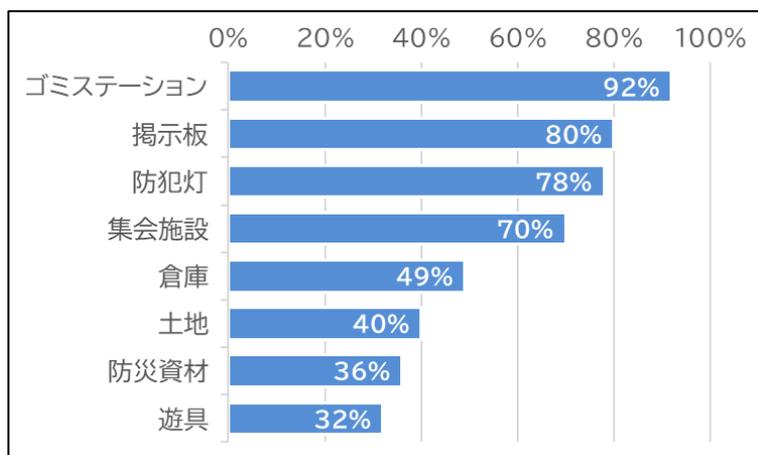
③ 役員の任期について



【図表2 役員任期】

区長の任期は73%で1年交代であることが分かった。次いで2年交代が22%、3年交代が2%であった。区長の任期が1年交代であることは、単年での課題解決が優先され、自治会の長期的な課題に対応しづらいことが推測される。そのため、引継ぎを行い、次期区長や役員が継続的に課題に対して取り組める体制づくりが必要である。

④ 自治会が保有する資産等の状況について



【図表 3 自治会保有資産状況】

上記グラフの通り、防犯灯やゴミステーション、掲示板など区民の生活に密に関係している資産はほとんどの自治会に設置されていることが分かる。ゴミステーションについては、自治会内の高齢化に伴い増設が求められているが、設置場所の確保困難や設置費用がかかるとの理由によりニーズに見合っていないことが多い。自治会は、市によるゴミステーション設置箇所確保や補助金の補助の増額を求めていることを把握できた。

また、神社、倉庫、集会施設は維持管理に多くの費用がかかることで自治会の財政を圧迫していることも多い。

⑤ 自治会が保有する集会施設の状況について

集会施設を保有している自治会のうち、区単独保有は 80.3%、近隣区との共同保有は 19.7%であった。

	メリット	デメリット
単独保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の拠点として積極的な活用が可能</li> <li>・資産の保管が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理に多くの費用が必要</li> </ul>
共同保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動の拠点として活用可能</li> <li>・単独保有に比べて維持管理費用を抑えることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独保有に比べて施設利用を自由に行えない</li> <li>・施設まで距離が遠いことがある</li> </ul>
未保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費用が不必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会の際にコミセン等の施設を予約する必要がある</li> <li>・施設まで距離が遠いことがある</li> </ul>

【図表 4 集会施設保有によるメリット・デメリット】

自治会の課題の 1 つとなっていた空き家を集会施設として利活用している事例も確認で

きた。

#### ⑥ 区費など自治会加入に要する費用について

自治会に加入すると必要になるのが区費である。区費は、各自治会が事業規模や会計の実情に応じて定めており、高齢者世帯や空き家には区費を減額または徴収しないなどの減額措置を行っていることを把握できた。また、自治会によっては、加入するための加入費用が必要であることも把握できた。

#### ⑦ 区が負担している費用について

自治会では、集会施設の維持管理やコミュニティ活動の実施などのための費用を負担しており、区民から集めた区費や地区内の企業などから地区負担金を徴収するなどして各自治会の会計は成り立っているが、多くの自治会では、自治会会計に余裕はなく、赤字会計を避けるため、自治会活動の中止や区費を上げる等対応している。

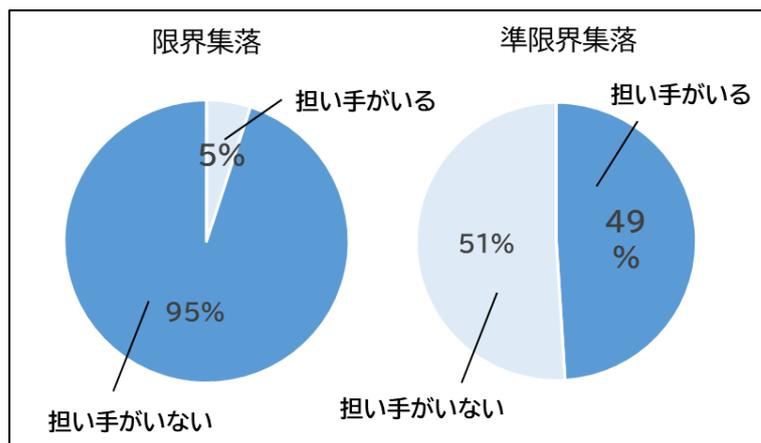
#### ⑧ 区内の祭りや行事について

独自で区民が集うことができる祭りや行事を行っている自治会は 277 区(実施率 72.9%)であった。実施している内容については、自治会の祭りや夕涼み会、神社の祭りなどであった。また、区内の人口減少や新型コロナウイルス感染症によるコミュニティ活動の停滞に伴い、行事等を数年前から行わなくなった自治会が多かった。自治会での交流によるコミュニティの発展のための補助金もあるので、補助を受け継続的に支援していく必要がある。

#### ⑨ 後継者・担い手について

自治会における役員等の後継者や担い手について、悩んでいる自治会が多いということが分かった。後継者がいないと答えた自治会は 113 区 (29.0%) であり、今後 10 年程度で後継者がいなくなり、自治会から区長を選出することができなくなる可能性が高いという結果であった。限界集落では 95%の自治会において、準限界集落では 51%の自治会が、10 年後の区長の担い手がいなくなると回答している。

現在、市から自治会に依頼していることは、行政囑託員(広報物などの各戸配布を行う)の選出、福祉委員や体育委員などの選出、自主防災組織の結成や防災訓練を実施し区内の防犯・防災活動、ごみステーションの維持管理や資源回収など区内の環境美化活動、高齢者宅の見守り活動や敬老会などの福祉活動などであり、区長などの役員が中心となり活動しているが、役員の後継者・担い手がいなくなるということは、これらの活動もできなくなることを示唆している。



【図表5 将来の担い手について】

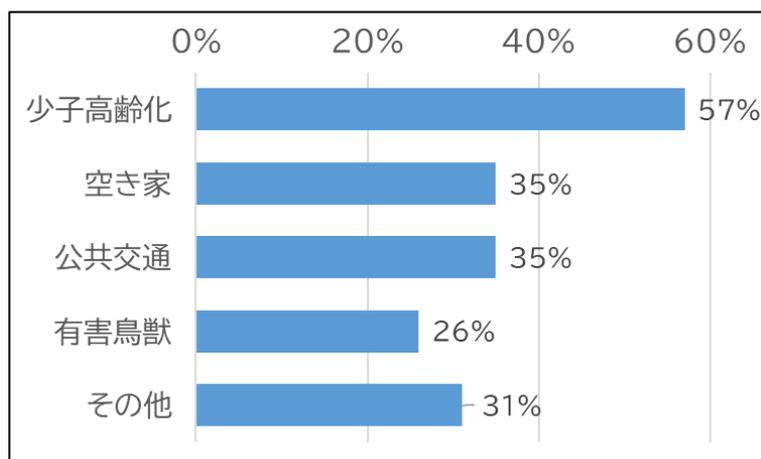
⑩ 自治会内の課題や困りごとについて

聞き取り調査を実施し、自治会にはさまざまな課題や困りごとがあり、人・空き家・生活に関係することで困っていた自治会が多かった。

「人」では、少子高齢化と人口減少が進行し、役員の担い手不足が深刻化していると答えた区がほとんどであった。

「空き家」では、集落内の空き家が増加し、所有者が管理をせず倒壊の恐れがあるといった課題が多かった。

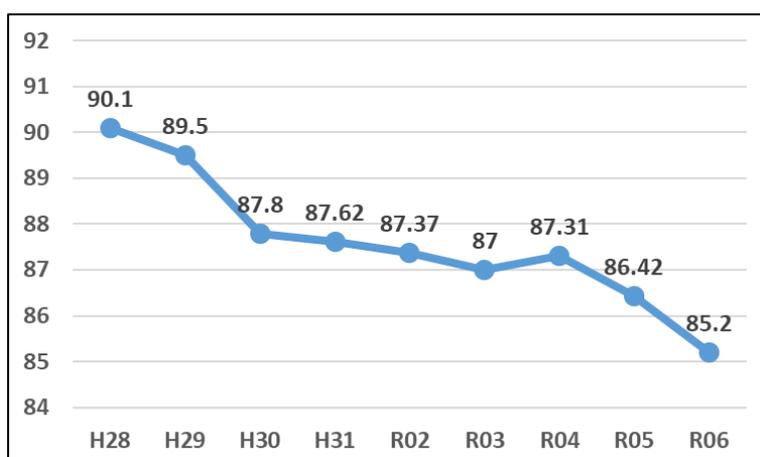
「生活」では、区内の除雪が行き届いておらず生活する上で不便、新型コロナウイルス感染症の影響で区内での集まりが減少することによってコミュニティが希薄化したと自治会が多かった。



【図表6 自治会内の困りごと】

⑪ 自治会未加入軒数について

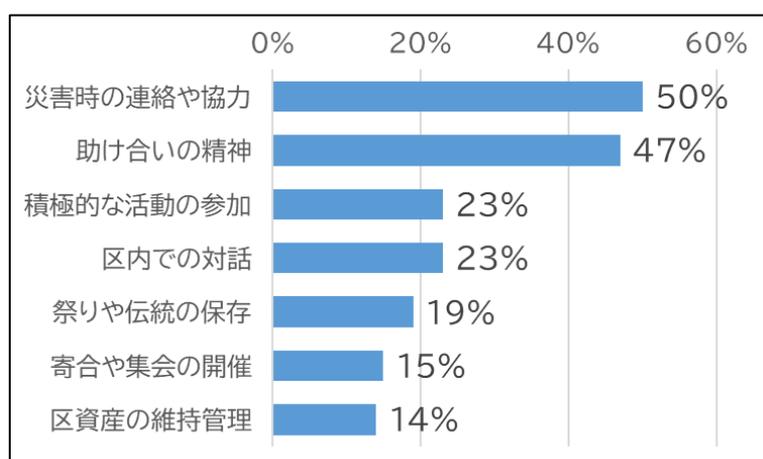
市民協働課では、各自治会への加入軒数を年に1度集計しており、下記の表が直近9年間の区への加入率の変化である。



【図表7 自治会加入率の推移】

本市における自治会への加入率は年々減少しており、H28年度には90.1%であったもののR6年度には85.2%と約5%低下した。R6年度の地区別加入率は、三国地区89.24%（昨年89.63%）、丸岡地区80.13%（昨年81.27%）、春江地区87.36%（昨年89.2%）、坂井地区86.53%（昨年88.2%）であり、加入率が減少した理由としては、自治会に加入するメリットが分からないことや区費が高いこと、地域コミュニティに参加したくないといった理由であった。

⑫ 自治会運営に必要なこと



【図表8 自治会運営に必要なこと】

自治会運営に必要なと思うことは「災害時の連絡や協力（50.0%）」、「助け合いの精神（47.0%）」を挙げる自治会が多くみられた。担い手が減少し、役員負担が増加する中、助け合いの精神が大切であり、地域活動に積極的でない住民をどう巻き込んでいくかが今後の鍵である。

## 第3部 自治会みらいミーティング

### 第1節 自治会みらいミーティングの概要

集落カルテの聞き取り調査の中で、住民同士の話し合いの場がない、意見を聞いてみたいとの要望をいただき、市民協働課では、自治会が抱える課題を区民と市が一緒になって考える相談会「みらいミーティング」を実施している。住民が自治会課題を「ジブンゴト」とできるように促すために、行政区単位で開催している。メニューは以下の通りだが、自治会の要望に応じて相談可能。

メニュー	内容
① 集落カルテデータ	集落カルテ事業のデータをもとに、自治会の課題について住民自らが考える。坂井市全体とお住まいの区のデータの比較も可能。他の自治会での先進取り組みの紹介。
②区民アンケート手法	区民の幅広い意見を自治会運営に取り入れるための区民アンケートの作成手法と分析について学ぶ。
③自治会課題と可能性	自治会の課題と現状を出し合い、そこから見える可能性（見方を変えれば地域の宝になる原石）を探す。他の自治会での先進取り組みの紹介。
④ 自治会ミステリー体験	自治会の問題が日頃の生活の中でどのように起き、どのように関係しているのかを坂井市独自のミステリーカードを利用し考える。

お問い合わせ先 坂井市 市民協働課 0776-50-3017